

## 野生動植物との共生に関する企画小委員会議事録

日時：平成 22 年(2010 年) 12 月 2 日(木)

午前 9 時半～午前 11 時半

場所：滋賀県庁本館 4A 会議室

出席委員：

6 名中 5 名出席

出席：小林委員、須藤委員、寺田委員、深町委員、藤本委員

欠席：新川委員

議題：

1. ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画（第 2 期）の策定について
2. その他

議事概要：

事務局： <挨拶>

委員長：

それでは、お手もとの議事次第に従いまして審議に入りたいと思います。前回に引き続き、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する基本計画の見直しについて議論を行いたいと思いますので、事務局より説明をお願いします。

事務局： <説明>

委員長：

はい、ありがとうございました。それでは、事務局から説明のあったことについて御意見を頂きたいと思います。まずは、計画本文の検討に入る前に、評価の概括表と詳細表について審議したいと思いますので、よろしくをお願いします。

委員：

ヌートリアについてですが、定着の懸念がある、という程度の記載にとどまっています。定着している、と確実に言えるまでの情報を県としてはもっていない、ということですか。

事務局：

目撃情報については、確かに頂いています。こういう状況から、当課では分布状況の把握を目的に、ワナを設置して捕獲を目指しています。しかし、いまだ捕獲はできていない状況です。このことから、今の段階では、定着しているとまで書いていいのかな？と。定着の懸念がある、程度の記載が適当ではないかな、と思っています。

委員：

それでは、アライグマ、ハクビシンと比べレベルを意識して下げている、ということですね。それならいいです。定着しているような気がします。

委員長：

外来生物の委員会が別にあって、そこでの議論では、関ヶ原のあたりまでは定着しているけれども、滋賀県側にまではまだ入っていないのではないかと、ということです。目撃情報は、見間違いなどもありますから、捕らえたり、死体を見たり、または専門家が確認した場合に、初めて確認されたとなります。それと、それが定着したかどうかは別問題ですから、今の段階ではこの程度の記載でいいのではないのでしょうか。

それでは、この部分については、このようなことを前提として基本計画を見直した、ということでもいいでしょう。

次に計画本文の審議に入りますが、まずはp 7くらいまででお願いします。

ナラ枯れが取り上げられていますね。これについては、個人的に意見を述べたところもあります。ナラ枯れは、松枯れと基本的な仕組みは同じで起きています。松枯れも、当時は莫大なお金を使いながら、結局は手のうちようが無く自然の移り変わりに任しているという状況になっています。落葉広葉樹のコナラとかあるいはミズナラなどのようなナラ類とマツは、里山的な、人の手が入ることで成立している林ですので、そこにナラ枯れや松枯れが入り込んだということは、近年、里山的な整備をしてこなかったという反動が来ているのではないかな、と思います。そのような意味で、他県の取組等も考慮しながら、事務局の方で文書を考えてくれました。これらのことについて何かありましたら。寺田委員、なにかありますか？

委員：

今、委員長がおっしゃったとおり、昔のような整備がされていた時代には、被害はありましたがそれほど大きくはなかった。最近は手入れがされない分被害が大きくなっているのしょうから、書きぶりとしてはこれでいいと思います。

委員長：

昔のような維持管理をなささい、といっても、切ったコナラなどを薪にするということではできませんので、結局処分しなくてはならない。京都の方では、特に大木を主にしているみたいですが、いろいろとナラ枯れ対策がされているようですね。

委員：

そうですね。税金をつかってただ伐採しているという状況ではなく、根本的にナラ枯れが起こらないような森林にしていく、という方向で考えていると思います。例えば、切り出した材を有効利用するとか、そのような仕組みを考えながらやることによって取組が進んでいくと思いますので、このように全体的なことを考えてやっていくことが重要だと思

います。

委員長：

うまく採算が合って、税金をあまり投入しないようにできればいいのですが、高い山のところにある木を切り出してくるのはなかなか大変だと思いますね。

委員：

まだまだ試行錯誤の段階だと思います。場所によっても全然変わってくると思います。

委員：

p 6で、内湖のところの標記ですが、昭和 15 年に 37 カ所あって、という表記がありますが、平成 7 年の段階でデータが止まっています。もっと新しい数字に変える必要性はありませんか？正確なデータが無いのでしょうか？

事務局：

調べます。一応探したのですが、今のところ新しい数字を見つけることができませんでした。もう一度確認してみて、新しい数字があればデータを差し替えます。

委員長：

これは、たぶん私がやったデータです。これは大変なんです。航空写真などから判断するのですが、見極めるのが難しいのですよ。その後はたぶんできていないのではないのでしょうか。

委員：

そのちょっと下ですが、カイツブリ関係の部分がちょっとわかりにくいのですが、どういう意味でしょうか。

事務局：

その部分は、「河川のコンクリート構造化」という表現がわかりにくいという御指摘がありましたので、これをわかりやすく書いたつもりだったのですが。つまりは、三面張りのことを表しているつもりです。

委員：

整備されたのでそれでいいんじゃないのか？と思われるような気がします。

委員：

「三面張り」という表現でいいのではないですか？

事務局：

「三面張り」と表現して、原案をその説明として括弧でくくりましょうか。文章については、わかりやすいよう工夫します。

委員：

強度間伐に関する表現で質問です。県の環境林整備事業について、40%以上の強度な間伐が必要なことから、あえて強度間伐という言葉を使っているのですか？30%程度では駄目なんでしょうか？

事務局：

30%程度ではすぐにうっぺいしてしまいます。半分以上切ってしまうなど、荒治療をしないと次の遷移が進みません。本当なら50%以上といたいところでしょうが、40%以上としていると思います。

委員：

国有林では、間伐の場合25%程度ですよ。

委員：

保安林だと、20から25、上げて35%です。ほとんどは25%程度ですから保安林では強度間伐はできません。

委員：

強度間伐は、結構すごいことですから、実際はどうかかなと思って。あえてここまで書き込まなくてもいいような気もしますが、政策と併せるのならばそれでもいいのかなと思います。

委員：

強度間伐と関係していうと、強度間伐をすることによる問題についても指摘されているので、これが唯一の解決方法としてしまうのはどうかと思います。山が荒れる、という指摘もありますので。

委員長：

そうしましたら、次はp 8からp 16まで。何かありますか。

委員：

有害鳥獣に関する部分は、現状にあった標記になっていると思いますので、これでいいのではないですか。

委員長：

それでは、p 16まではこのような形で行きたいと思います。次は、p 17からp 25まで。希少野生動植物の保護の前までいきましょう。

委員：

日本語の問題ですが、p 17の一番最後、「今後数年間の取組が重要」という表現ですが、

この通りだと思うのですが「決定的に重要」という表現は、国語的におかしいような気もしなくもないのですが。

事務局：

決定的に、という表現はあまり使いませんが、「特に」とか「非常に」とかは常套句なので、常套句ではないような表現をしたかったのです。

委員：

ここを強調したいという意味でしたら、このままでいいんではないかとも思います。

事務局：

結局、基本計画をこれから議会やパブコメにかけていくことを考えますと、たぶんみんな有害の所に意見が集中すると思っていますので、ここは非常に重視しているという説明をしたいと思っています。

委員：

気合いを見せているのかな、とも思いました。なら、このままでいいです。

委員長：

「決定的」という表現でいいですか？

委員：

気合いを示している、ということでしたら、これでいいです。

委員：

同じページの真ん中あたりに、外来生物問題に関する記述がありますが、ここに「また」が続く文章があります。事務局の方で適当な言葉に直しておいてください。

委員：

内湖の再生とありますが、どんなことをイメージしていますか？

事務局：

早崎内湖の再生などをイメージしています。

委員長：

内湖の再生という言葉が出たときに、私は猛反発をしました。内湖の再生などはありません、と。前の内湖がどうだったかなどはわからないので、それを再生するなどとは考えられないということと、もし前のデータがあっても、それを再生するなどということは人間にはできない。ですので、それは再生などでもなんでもないので、内湖「ビオトープ」の再生、とビオトープという言葉をつけさせたのです。内湖の再生という言葉を使おうと思うと、それに向けてきちっと作り出そうとするのが再生ですので、この言葉は非常に気に

なります。

委員：

どこかでこの仮称はうごいているのですか？

事務局：

検討が進んでいるところです。早崎内湖の再生がなかなかうまくいっていないのですが、具体的にどうするのか、とか。琵琶湖と内湖の高さが違うので、それをどうするのかなどについて、24年度までにまとめる予定をしているようです。

委員長：

いったん干拓をして水田にしているのでしょうか。そこに単に堤防をして水を入れても内湖とは言えませんよ。この計画では、ビオトープのネットワークが大きな柱になっていますし、マザーレイク 21 でもビオトープのネットワークが基本的な理念にもなっているのだから、今後作るのは生きものの生息空間であるビオトープであって、内湖そのものではないはずです。そもそも内湖というのは、自然にできたり、たまたま人間が堤防を作って止めたりして湛水したところが内湖なんだから。

事務局：

おっしゃるとおりですが、今のところは「内湖の再生」ということでやっています。失敗するまでは内湖の再生です。今は、内湖の再生ができるんだ、ということをやっています。

委員：

これは早崎内湖のことだけですか？それとも、県全体の内湖を含めてのものですか？

事務局：

全体です。高島市にある松の木内湖についても、機能が低下しているということで、市のほうが内湖の復活を考えておられます。

委員：

すでに、具体的にこのような名称で動いているわけですか？自然環境保全課がどのようというわけではないのなら、ここでは直せないのではないですか？

事務局：

名称についてですが、内湖の部分以外にはすべて「環境」がついています。「湖岸環境の再生」「河川環境の再生」「森林環境の再生」などですが。

委員長：

湖岸環境の再生については、彦根の浜がけのようなところを、砂が流れていかないようにするというのが、湖岸の環境の再生ですよね。ですが、内湖というのは、現在内湖では

ないところを再生するのだから、干拓してしまっているところに内湖を作ろうということだから、「内湖の再生」といえるかどうか。

委員：

ですので、高島とか近江舞子などの内湖のように、すでにある内湖で、植物に覆われてしまっているものを戻していこうというのにも含まれるならば、内湖の再生ではないでしょうか。早崎だけに限るのならば、確かに難しいのかもしれませんが。

委員長：

松の木内湖は内湖の形態をとどめているので、これを再生とはいわないのです。早崎内湖の場合には、水田に水を入れて内湖の再生だ、とするからおかしいと指摘したのです。

委員：

p 24 の草津川の廃川敷きに関してですが、「保全することとされています」というだけなのですが、これはどういう位置づけなのですか？

事務局：

今ある計画では、保全するとされています。しかし、地元との調整でいろいろあるようで、「保全します」とまでは、今の段階では書きにくい状況です。

委員長：

地元周辺には農業ハウスが建ち並んでいるのですが、その人たちの一部が河川敷に植物残渣を捨てたりしていますし、一般の住民からは、廃川敷きに雑草が生えているのをなんとかせよという指摘が県にあるようです。県では、もはや河川ではないのですから、河川のような維持管理はできない、ということで、計画があるにもかかわらず埋めてしまえ、という意見があるようです。上流は、河川の形態をしているのを埋めて貸し農園にするので、一緒に下も埋めてしまえばどうかという意見が出ているようです。

委員：

このような表現であっても、書くことに意味があるのですか？

委員長：

あると思います。河川敷も、どんどん人間利用の形態を取ってしまっている中で、ここを残しておく価値は十分あるだろうと思います。

委員：

もうちょっと書けない？「保全することを目指しています。」とか。

事務局：

調整します。

委員長：

ここには、センダンの木がかなり、50本以上あります。これは非常に珍しい。こんなことも一般の人は知りませんから。

そうしたら、次は長くなりますが、希少種の保護から4章の前までいきましょう。

委員：

保護増殖事業に関して、給餌という言葉を残しておくことが気になります。餌付けと給餌は違うのですが混同されやすいです。クマに関してドングリをまけなどという意見もあることですし。この文章を残しておくことによってつまみ食いされないかな？と。ここを削除しても文意は変わらないと思います。

事務局：

確かに、この部分を削除したいと思います。

委員：

同じページですが、希少種保護増殖の指針について、どのようなことを考えておられますか？

事務局：

これからの検討課題と考えています。希少種をとってきて、それを増やす。そのような行為自体がいいのかどうかについても議論があると思います。しかし、必要な場合にはやらなくてはならないと思いますので、県としてはどう考えているのかということ整理しなくてはならないと、前々から考えています。ルール化をしていこうという意味で記載しています。

委員：

環境省が指針を出していますよね。あれは参考になりますね。保護増殖事業の中に、域内保全と域外保全があって、域内保全が王道であり域外保全は補完ですよ、ということが整理されてそれぞれの重要性が書いてあるので、基本はあれがいいのではないかと思います。

事務局：

はい。あとは、域外保全で増殖した個体の再放流のルール化だと思います。これらを踏まえて、県としても認める、ルール化をする、というのが必要だと考えています。

委員長：

ここは前回も藤本委員が出された部分ですね。

委員：

自分たちもこのようなことをしていますので、欲しいと思うところですね。



委員：

p 3 2 の外来水生植物の部分ですが、対応策としてチラシなどを作成し普及啓発とありますが、この部分が中心となるように読めますが。

事務局：

順番としては、大きくならないうちに見つけて、採る。こういうレベルであれば、ボランティアの皆様のできる、と。でも実際には大規模なものもたくさんあって、今年、来年とかなりお金をかけて駆除しますので、こっちの方がより前に出るべきなのかもしれません。

委員：

チラシなど、というのがすごく目に付いてしまって。

事務局：

実際には、行政の関与は大分強くなっています。例外的に大規模なところは行政でやります、と書いています。しかし、その例外がかなりあちこちにあります。チラシなどは一般向けとなっていますが、行政とか他部局に向けてのもありますので、一般向けによろしくという状況でも無くなっています。

委員：

そのような状況がもうちょっとわかるような表現の方がいいのではないのでしょうか。

委員：

チラシなど、をとって、「県民や関連部局等へ」とすればいいような気がします。

委員：

同じページの緑化に向けた配慮についてですが、「可能な限り同地域の在来種を使用する」とありますが、同地域の在来種はなかなか手に入りません。

事務局：

まずは、被覆が本当に必要なのかな？というイメージがあります。

委員：

山腹緑化など、強制緑化をしなくてはならない場合もあります。このように書かれても、現地には種は無いと思います。種はほとんど中国などから来ていますから。

事務局：

高速道路を造ろうとした際に、開発地域で木を伐採しますが、その種を利用して苗木を作るなどの取組が NEXCO などでは行われているようです。

委員：

在来種を使うにしても、その地域ではないので買ってきます。当該地域で、という話になると、我々が緑化とかをするとき、種を集めることも無理かなと思います。

委員長：

これは文章からいって、特に農地畦畔の維持管理に徹底して外来種を植えていることを問題にしています。ただ植えるだけではなく、植える前に除草剤をまいて在来種を含めた植物をすべて枯らした上で、カバープラントを植え込んでいます。植えたら植えたで、当然他の種類が出てきますので、そこにまた除草剤をまく、と。このくらいなら、最初から除草剤をまけばいいのですし、除草剤をまかないにしても、植えたせっきくの植物を刈らないために、維持管理のためには手でぬかなくてはなりません。そのくらいなら、今までのような草刈りを二度やるとかやってもいいじゃないか、という考えがあります。このような取組に補助金も出るのですよ。それなのに、外来種によるカバープラントがされている状況にあるので、このような文章を追記した、と理解をしていただければと思います。この外来種の植え付けについても、ある意味では花を植えることによって地域の非農家のかたも出てきて、コミュニケーションが取られるという目的は達成するんですけど、でも、それは農地本来の保全でも、維持管理でもないと思います。

委員長：

被害に対して、被害防除対策というのがカワウとかツキノワグマとかに出てきます。これは、実際に行うのは、他の課との連携でということでもいいですね。自然環境保全課がやらなくてはならなくなる、というわけではないですね。

事務局：

それは大丈夫です。

委員長：

そうしたら、気づいたらまた戻っても結構ですので、最後までのを審議しましょう。特になければ、最初の方からも含めて、言いそびれたものがあったりしたら、どうぞ。

委員：

細かいことですが、p 41のカワウ生息調査のところで、繁殖率と行動範囲を消してあります。これまでもそれほど満足できるものができているわけではないので、ここでは消しているのですか。

事務局：

これらの調査は広域連合でやりたいと思っています。ただ、調査は広域連合でやることになって、滋賀県としてやるわけではありません。ですので、書けるのかな？と思ったのですが、調査するんですから残しておいてもいいですね。

委員：

消してしまったら、もうこれらの調査はやらないほうがいい、という判断に見えます。じゃまじゃなければ、書いておくほうがいいんじゃないでしょうか。琵琶湖の繁殖率は異常に高いと思います。関東の人たちが思っているような増え方ではないです。関東での感覚では、1 巣から 1 羽くらいしか育たないと思われていますが、琵琶湖では 4 羽くらい巣立ちますから。このような状況は、どこかできっちりと数字を出したほうがいいですね。

委員：

カワウの関係で、広域連合と中部近畿広域協議会との関連はどうなりますか？

事務局：

広域連合は、各都道府県と同一の単位として、協議会に参加することになります。中部近畿ですので、関西広域連合に入っていない県もあります。おそらくモニタリングの部分は広域連合傘下府県の代表として連合が話すことになるのですが、捕獲などの各対策は府県が担うということになっていますので、その部分については府県の関わりが必要です。

実質、広域連合のカワウについては滋賀県が担うことになりますので、我々がやってきたことをもうちょっと外に広げていこうということになると思います。広域計画を実際誰が作ることになるのかといえば、滋賀県の自然環境保全課が作ることになりますので。

委員：

話がそれてしまうのですが、この間、カワウの捕獲について、滋賀がお願いしにいったけど愛知から断られたという報道がありました。やっぱり難しいのですか？

事務局：

なかなか難しいようです。お願いしたのは事実で、難しいね、といわれたのも事実です。彼らの言い分としては、カワウがいるのは野鳥園と天然記念物として守ってきたところですので、そこで撃つことができるのか、という問題があるようです。ただ、あの新聞が出たり、うちからお願いしたこともあって、何かをしなくてはならないね、という雰囲気になってくれているようです。まあ、その「何か」というのが何か問題なんです。

委員：

あちこちで、滋賀県が恥をかいた、みたいな感じでいわれていますよ。

委員：

p 4 1 の住民との協働による対策の推進に関する記述ですが、ここには評価をしている記述があるのですが、この評価はどのような検討を経てされたものですか。

事務局：

ここには、事実だけを書くべき所ですので、評価に関しては書くべきではありません。事例を列挙しているつもりでしたので、評価に関する部分は削除します。

委員：

趣旨としては、最後の「今後も住民との協働を推進していく」というところを述べたい、ということですね。

事務局：

その通りです。そのための事例紹介として上のパラグラフがあるとお考えください。

委員長：

さっきの再生のところですが、やっぱり「内湖の再生」ではなく、「ビオトープの再生」とか「内湖のビオトープ」でもいいので、「内湖」そのものの再生ではない、という意味を持たせるほうがいいと思います。「内湖の再生」とすれば、昔にあった内湖を作り出す、ということになりますから、それは科学的にも財政的にも無理ですから、このような表現をのせてことは気になります。内容はいいのですが。

事務局：

調整します。どのように考えるかですが、この計画に盛り込むべきことは、「内湖」を再生するというよりは、野生動植物との共生に関する計画なので、内湖がビオトープとして再生されればいい、という発想もあると思いますので、このような書き方もあると思います。ただ、「内湖の再生」というワード自体が、キーワードとなっていますので、いろいろと調整が必要だと思います。

委員長：

この計画外のところでならば、そこでの議論があればいいと思いますが、私が立ち会ったこの計画で、どうみても生きものとどう共生していくか、あるいは守っていくかという計画ですから、「内湖」にこだわるのではなく「内湖のビオトープ」の再生でいいわけです。土木的な用語で使われるのならば、それなりに許されるのですが、少なくとも生きものに対する基本計画である、ということになると、単なる「内湖」ではないです。

委員長：

そうしましたら、大きく修正というところはなかったと思うのですが、事務局の方で、意見と修正をまとめて皆さんに返してください。再度議論をしなくてはならない、というところは無かったと思います。

そうしましたら、概要について一応説明してください。

事務局： <説明>

委員長：

どうでしょうか。何かありますか。

委員：

現計画のときに作られた概要を配ったときにあった意見が、「なぜこんなに文字が多いの？」というものでした。概要といいつつも、何がしたいのかわからない、ということをよく言われました。これ以上シンプルにすると逆にわかりにくいですか？章立てでまとめていくとこれが限界ですか？

事務局：

全部まとめて書こうと思うと、こうなってしまいます。

委員：

一つの案として、章立てで書くと正確でいいのですが、希少種や有害鳥獣という柱があるので、それでまとめて現状とか対策をまとめると、多少まとめやすいかも。

委員：

p 1 の天然林の減少の所にナラ枯れがありますが、天然林というのが自然林と認識すると、ナラ枯れは不適當です。ナラ枯れを削除するか、天然林の用語を修正する必要があります。

事務局：

わかりました。ナラ枯れを削除します。

委員長：

ナラ枯れは突然出てきたのですが、松枯れも決して止まっていませんよね。

委員：

循環していますね。枯れた後にマツが生えてきて、またやられてしまう。

委員長：

やっぱり、2, 30 年に一度伐採を繰り返してきた里山的な維持管理が抜けているのでしようね。

委員：

前に戻ってしまいますが、詳細評価の外来生物のところで、ヌートリアの表現があります。ここに、いきなり「強い捕獲圧をかける必要」というのは「必要に応じて」とかを枕につけておくべきですね。言い過ぎかな、と思います。

事務局：

修正します。

事務局：

こちらとして気になっているのは、有害関係に目がいくと思うのですが、イノシシに関

してはなんらさわっていません。このことが外にはどのように写るか気になっているところ  
です。

委員長：

イノシシは依然として被害はありますからね。シカと同じような対策は同時にやっている  
んですよね。

委員：

最近、大津周辺の国有林からイノシシが出てくるということで、国有林に柵を作っ  
てくれ、という要望が自治会から出ています。とてもそんなことはできませんとい  
っていますが、今年は多くのイノシシが出たようです。

委員：

イノシシは明らかに波がありますね。今年はとても多いですが、去年はほんと少な  
かった。今年は9頭のイノシシの群れをみてびっくりしました。

委員：

ツキノワグマとドングリの関係がいわれませんが、ドングリのある年はイノシシも山に  
います。雪の中でもドングリを掘りますから。ところが今年はドングリがないから、全部  
里に出てくるのですね。

委員：

イノシシの対策だと思うのですが、地域で広い範囲で固定の柵を張るのに補助が出  
て進んでいるじゃないですか。こういう取組は書いてもいいのではないですか？

事務局：

p 37に防護柵の設置に関しては書いてあります。

委員：

防護柵の設置だと、今までと同じなみ板みたいな感じがするので、恒久柵の設置と書  
いてもいいのでは？「柵」ってさらっと書きちゃうと、今と同じように見えますね。

事務局：

ただ、恒久柵になると、その分維持管理に費用がかかってしまいます。

委員長：

いずれにしても、人間の方の人口密度が、他の動物に比べ高すぎるのですよね。

委員：

イノシシは藪化することによって増えていると思うのですが、それらへの対策につ  
いてはどこかに書いていましたっけ？

事務局：

イノシシは増えているのか、それとも奥山から出てきているだけなのかよくわかりません。このような状況では、書くのが難しいです。

委員：

僕らの子どもの頃のイメージからいうと、食用にされているイノシシの数がとても少ない。僕らが子どもの頃には、15,6戸の集落でも一冬にイノシシを5,6頭食べました。今ではそんなことはないでしょう。冬場の食料源は、昔はイノシシとかでしたから。

委員長：

全体的な数は、そんなに増えているのですかね？ニホンジカは増えていると思いますが。カモシカも一時期増えたといわれていましたが、今では絶滅とまではいいませんが極端に減ってきてしまいました。鈴鹿の南の方ですが、危機的状況になっています。

確かに、猟師が専門として猟をして食べているという人は少なくなりましたね。いなくなったかもしれない。

委員：

ただ、僕らが見ている年月だけで増えた、減ったといっているだけなので、もっと長い年月で見なくてはならないのかもしれないかもしれませんね。ちなみにサルの被害についてはどうなんですか？最近はあまり聞かなくなっていますか？

事務局：

サルについても、ひどくなっているようです。

委員：

湖北で見ていると、一つの群れが大きくなっていると思います。個体数が多い。

事務局：

ニホンザルの群れの調査をしていると、100頭を超えるような大規模な群れが、県内各地であちこちにあることがわかってきています。これらの、あまりにも大きな群れについては、群れの個体数管理も必要なのではないかな、というのは考えています。来年度は特定計画の見直しなので、これらに対する対策が一つの柱になると思います。

委員：

前に言ったと思いますが、群れ毎の捕獲ですから、狩猟者への許可証への書き方が工夫されるといいと思います。米原市全域で何頭とか、そういう許可になっています。群れで、オス何頭、メス何頭とかと出せば。

事務局：

個体数調整になるとそうなります。甲賀A群の個体数調整では、甲賀A群で130頭、と

いう許可が出ました。我々としては、このような方向にもっていこうとしています。ただ、有害であれば、まだまだおっしゃるとおりの許可になっているのが現状です。個体数調整へもっていく、というのが、課題です。

委員長：

イノシシに関しては、このままでいきましょう。

委員長：

それでは、これで本日の議題はしめさせていただきます。どうもありがとうございました。

事務局：

委員の皆様には長時間熱心に御議論いただきましてありがとうございました。頂きました御意見に基づき修正させていただき、またお返しさせていただきますが、大きな修正はない、ということですので、今後、14日に環境審議会自然環境審議会にかけ、パブリックコメントなど所要の手続きを踏み、年度内に策定したいと思っておりますので、その旨御了解いただきたいと思います。

それでは、本日の会議はこれで終了とさせていただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

以上